

## 指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
株式会社 天建築設計事務所	茨城県水戸市備前町6番73号	610

注) 業者番号は茨城県建設コンサルタントの有資格業者番号を表す。

2 指名停止措置期間                      平成25年10月25日 ～ 平成26年4月24日（6箇月間）

3 指名停止措置の適用範囲              茨城県が発注する建設コンサルタント業務等

4 事実概要

株式会社 天建築設計事務所は、茨城県土木部営繕課発注の岩瀬高校格技場耐震補強工事実施設計委託業務において、履行期間内の業務完了を装うため、耐震判定書の日付を改ざんした。

5 指名停止理由

茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成6年茨城県要領第1号）第2条第1項及び別表第2第11号ウに該当する。

〈茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領 別表第2第11号ウ〉

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 ア (略) イ (略) ウ その他、業務に関し不正又は不誠実な行為があったと町長が認めたとき。	当該認定をした日から 1箇月以上9箇月以内       当該認定をした日から 1箇月以上9箇月以内

問 い 合 わ せ 先
茨城県総務企画部財政課 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地 電話 029(240)7123 (ダイヤルイン)